

2023年度厚生労働省医政局委託事業
「在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業」

連携型BCP/地域BCP策定モデル地域 兵庫県西宮市における取組み

3つに重なった「N」

- ①Nurse
- ②Network
- ③Nishinomiya



<訪問看護ステーションネットワーク西宮・BCPチーム>

稲葉典子 荒木ふみ 岸田三知子 呉山ナリ
清水真 福山敦子 村田由美子 吉田聖名子

地域の状況

- ◆ 大阪と神戸の間に位置する中核都市
- ◆ 六甲山系側と瀬戸内海側でハザードが大きく違う
- ◆ 人口:483,650人 (2023.3.1)
高齢化率 24.3%(兵庫県 29.2%)
兵庫県41市町村中41位(2022.2.1)



- ◆ 1995年阪神淡路大震災被災時
訪問看護は市内3事業所
- ◆ 市内訪問看護ステーション約60か所中45事業所
訪問看護ステーションネットワーク西宮:2002年発足
↓
2012年市の防災担当課の支援を受けて
「防災研修キット」研修



避難目標地点/避難対象地域/水平避難困難地域



西宮市HPより 南海トラフ津波想定

わが地域の課題

•これまでの被災経験・コロナ対応で特筆すべきこと

- ◆阪神淡路大震災の被災経験は現場で語り継がれている
ただし、「在宅医療・介護」の観点での知見が少ない
- ◆10年単位での水害経験・100年に1度氾濫想定 of 河川あり
- ◆「火垂るの墓」の舞台
- ◆コロナ対応:西宮市保健所より「西宮市自宅療養における健康観察業務」受託
市内約10事業所が対応

•連携型BCP・地域BCPとして考えるようになった理由

- ◆「訪問看護ステーションネットワーク西宮」として
質の向上と訪問看護の啓発のための活動が活発
⇒この強みを自事業所で解決できないBCPに活かさないか
- ◆また機関型BCP策定についてネットワーク内で「教え合う」試み。
⇒この強みを自事業所で解決できないBCPに活かしたい

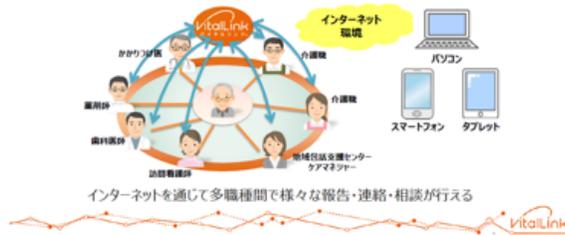
•わが地域のBCP観点からの課題

- ◆災害要援護者の安否確認や避難所運営など、行政との協議や協定が未策定
- ◆情報共有ツール⇒共通のICT連携ツールが複数あり、地域医療介護事業所のITリテラシーの差が課題



昨年度(2022年度)の取り組み

訪問看護ステーションネットワーク西宮 2022年度 連携型BCP・取り組み



ネットワーク内
BCPチーム発足

機関型BCP策定
研修企画

機関型BCP策定
ワークショップ

利用者安否確認
ICTツール活用
検討

市内5事業所に
発電機購入計画

連携型BCP事業
計画



連携の土台をもとにした
①利用者の安否確認方法
②発電機設置=災害拠点ステーション設置
③義務化前最終年度「教え合う」策定推進

市内事業所の機関型BCP策定支援⇒BCPイメージ共有
⇒有事での連携で共通の視点で**連携の土台づくり**
⇒**利用者と職員のいのちを守る事業所づくり**

今年度の取り組み(Ⅰ) 目的と計画

・目的:地域BCPへの拡がりを見据えながらの連携型BCP構築の土台強化

訪問看護ステーションネットワーク西宮 2023年度 連携型BCP・活動計画

在宅療養者の
「医療・ケア」
継続のために

訪問看護ステー
ションの事業継続
のために

利用者安否確認
ICTツール活用
検討

市内5事業所に
発電機購入計画

市内事業所策定
支援、研修訓練
の定例化

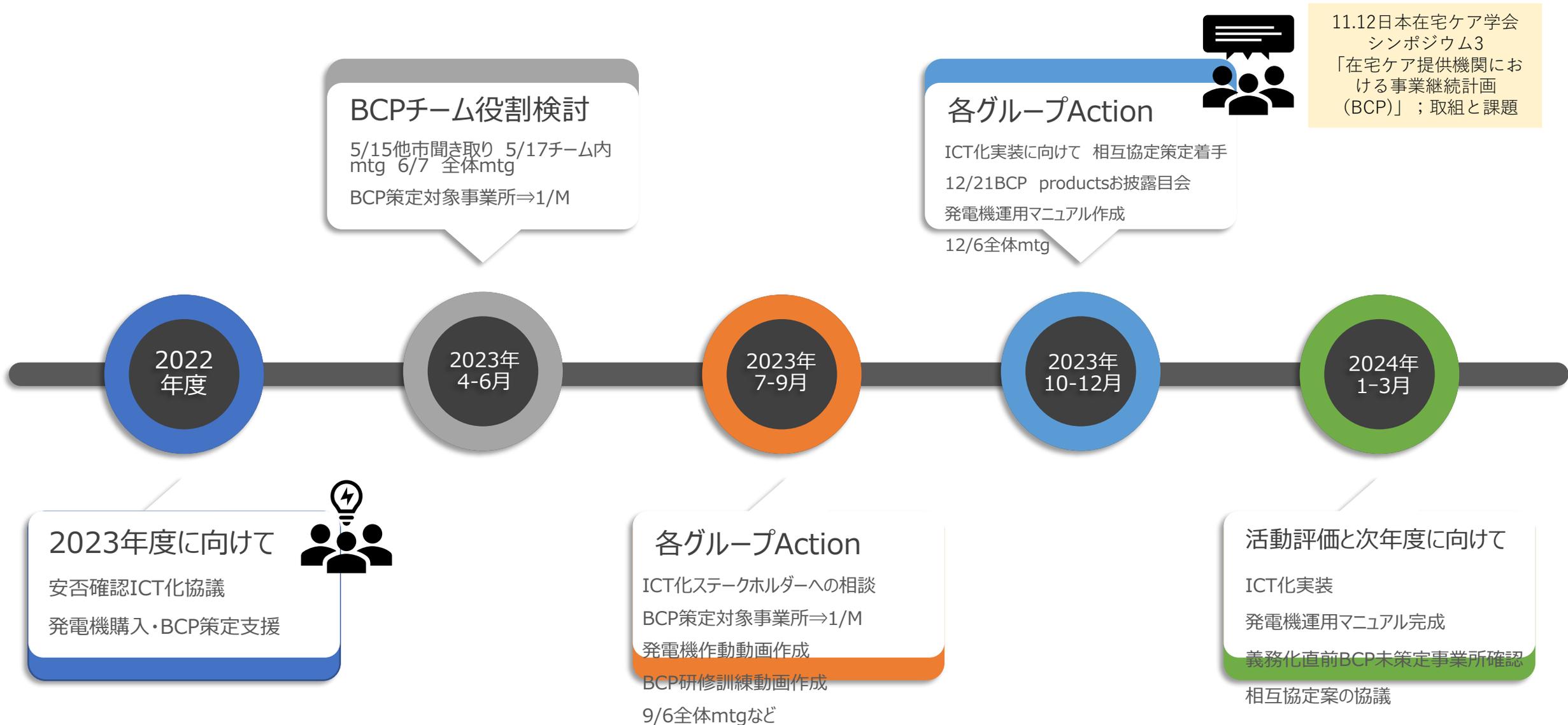
事業所同士相互
協定検討

- ① 24時間人工呼吸器利用者の安否確認
(すでにある保健所とのFAX共有のICT化に向けて)
- ② 西宮市災害要支援者に関連する行政との連携
・・・連携型BCPから地域包括型BCPへ
- ③ 発電機災害拠点ステーションマニュアルの作成と運用訓練
- ④ 義務化前最終年度として、市内事業所の策定支援をすすめる
「教え合う」=事業所連携レジリエンスの強化
- ⑤ 研修・訓練の定例化整備
- ⑥ エスカレーションステージ3、4を想定した、
利用者・スタッフの連携のための相互協定検討

メンバー
ネットワークBCPチーム
役員会会長・副会長
事務局メンバー

オブザーバー
山岸暁美先生
帝人バイタルリンクご担当
西宮市保健所保健師
西宮市地域防災支援課

今年度の取り組み(2) 必要な支援と具体的スケジュール



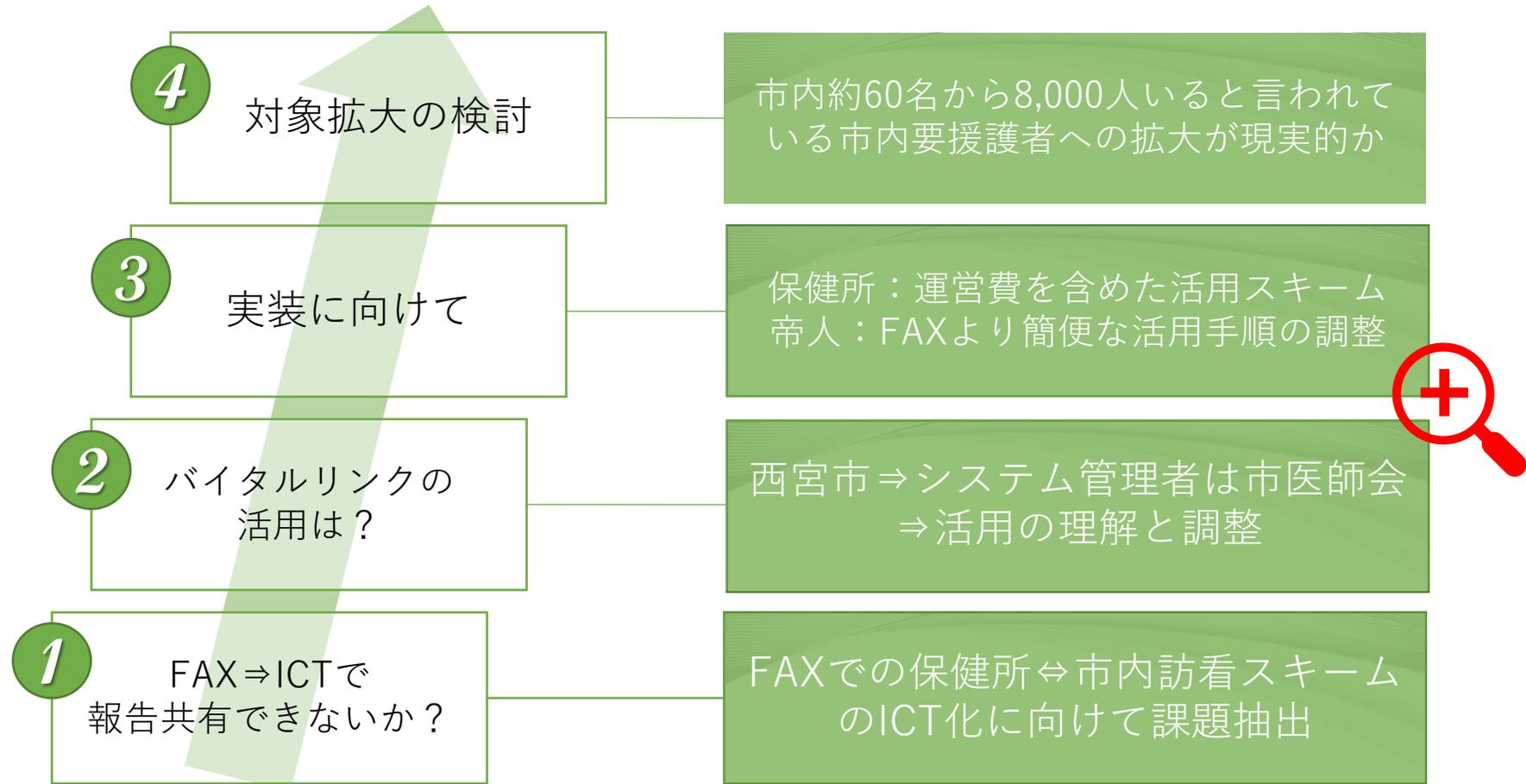
今年度の取り組み(3) チーム内グループの計画

項目	担当者	計画内容
利用者安否確認 ICTツール活用検討	リーダー：稲葉 サブリーダー：吉田 協力：西宮市保健所 地域防災支援課 帝人株式会社	24時間人工呼吸器利用者の安否確認 (すでにある保健所とのFAX共有のICT化に向けて) バイタルリンクの活用・・・システム管理者の医師会との調整 実装に向けたスキーム策定 西宮市災害要支援者に関連する行政との連携
市内5事業所 発電機運用計画	リーダー：呉山 メンバー：荒木 岸田 福山	5事業所の選定と発電機(アクセサリー含む)の配備 発電機作動マニュアル：動画作成⇒Gdriveでの共有 運用マニュアル：有事にどう運用するか
市内事業所策定支援 研修訓練の定例化	リーダー：清水 メンバー：荒木 村田 岸田 福山	市内事業所の自事業所BCP策定をすすめる 義務化直前未策定事業所の支援検討 研修・訓練の定例化整備：研修&訓練動画作成とGdriveでの共有 ⇒活用事業所のGformでのフィードバック
事業所同士相互協定検討	リーダー：稲葉 サブリーダー：吉田 精神特化：岸田 福山	エスカレーションステージ3、4を想定した、 利用者・スタッフの連携のための相互協定検討 ⇒他協定の聞き取りなど調査と中核都市レベルでの連携相互協 定内容の検討、スキーム案のコンセンサスへの調整

3か月に1回の全体ミーティング：アドバイザー山岸暁美先生

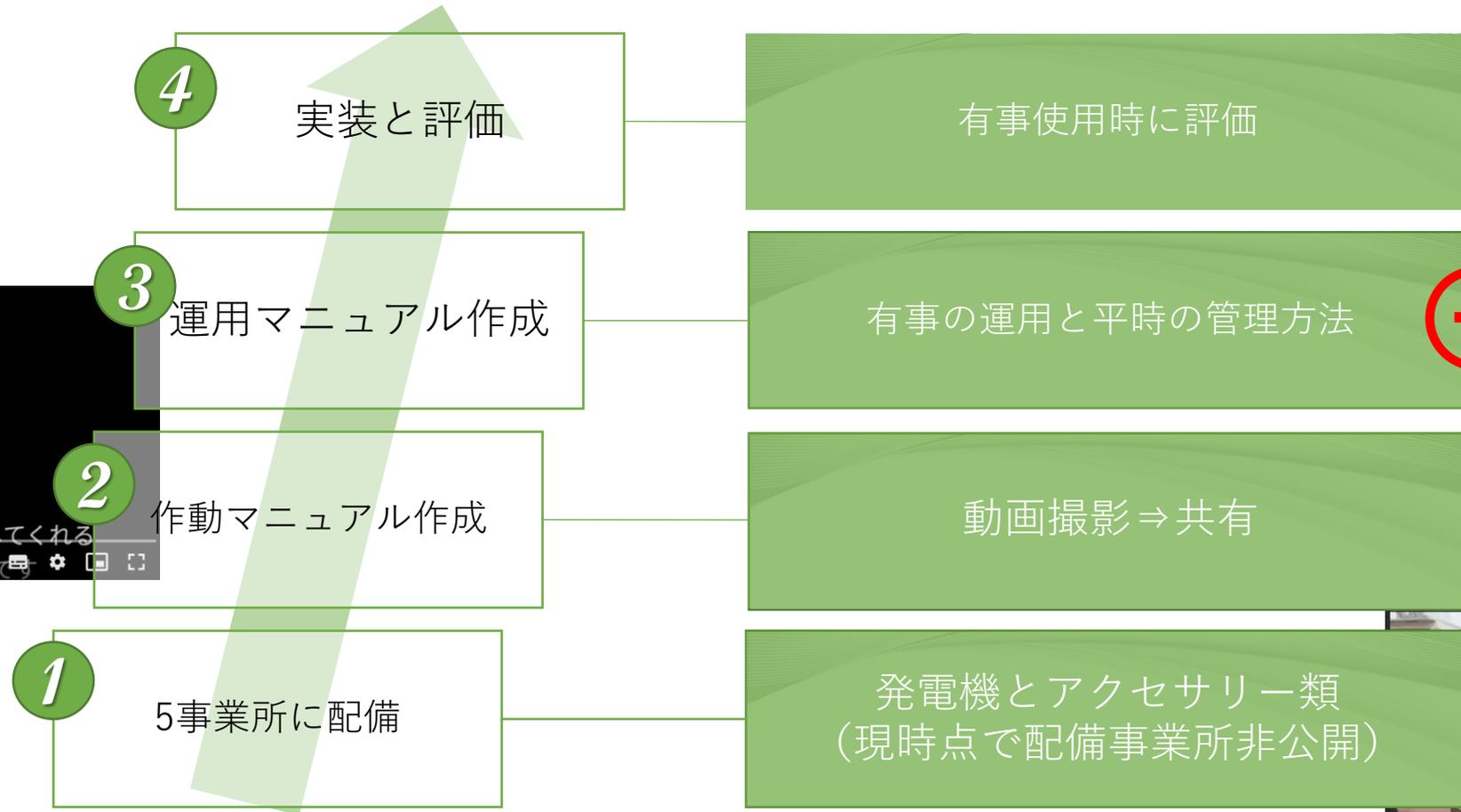
今年度の取り組み(4-1) ・7月1日以降の進捗

1. 人工呼吸器24時間利用者安否確認スキームのICT化



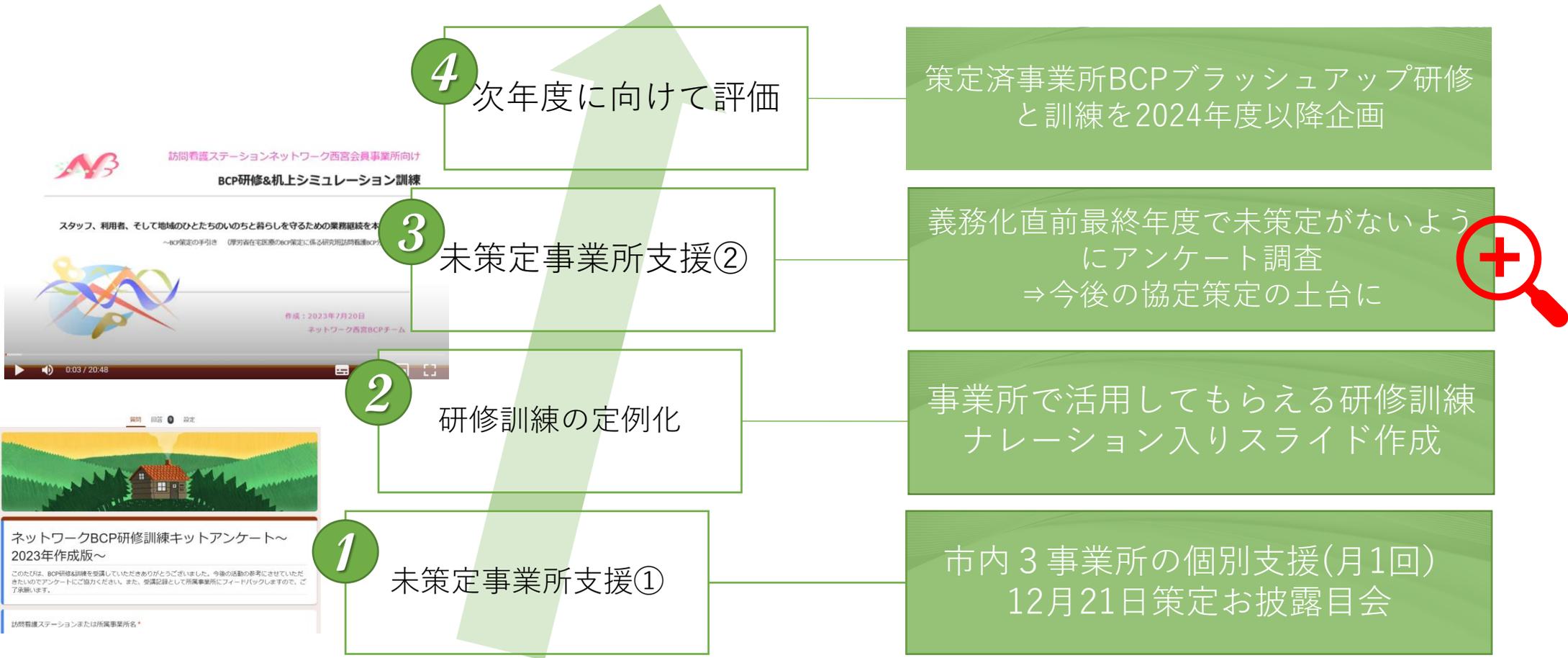
今年度の取り組み(4-2) ・7月1日以降の進捗

2. 市内発電機配備と運用



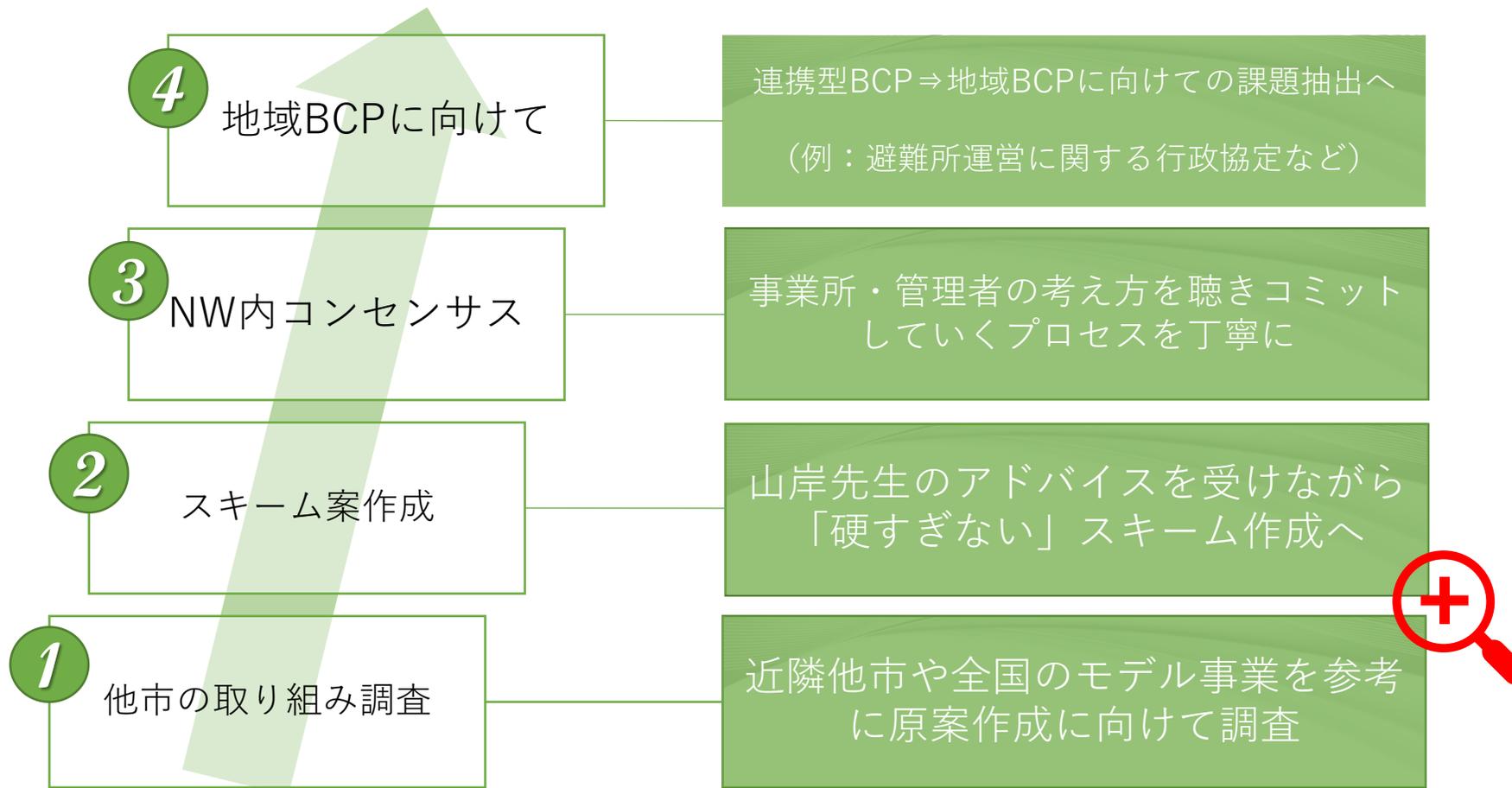
今年度の取り組み(4-3) ・ 7月1日以降の進捗

3. 市内事業所策定支援 研修訓練の定例化



今年度の取り組み(4-4) ・ 7月1日以降の進捗

4. 連携型相互協定策定に向けて



今年度の取り組み(4-4) ・ 7月1日以降の進捗

4. 連携型相互協定策定に向けての確認事項

① 協定⇒署名捺印などのイメージ **ではなく**

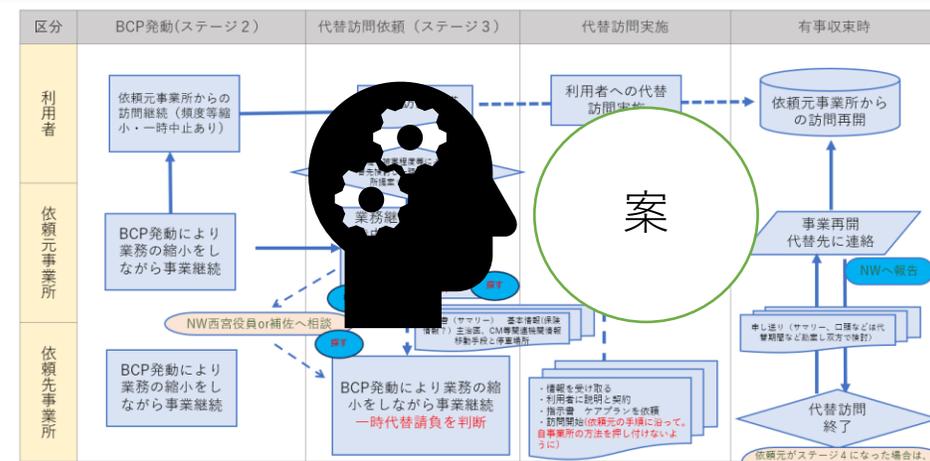
「覚書」 「内規」として作成の方向で検討

- + フローチャート
- + 利用者への案内文書

② ①は令和4年度の診療報酬改定における「複数の訪問看護ステーションによる24時間体制の見直し」に該当するか
<事業>という名称など、該当要件をどう読むか

(次ページ確認資料参照)

BCP発動における一時的事業所代替訪問看護フローチャート(案)



訪問看護ステーションネットワーク西宮 2024年4月1日

今年度の取り組み(4-4)・7月1日以降の進捗 ＜確認資料＞ 2020年度診療報酬改定項目

令和4年度診療報酬改定 I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑧⑨

利用者が安心して24時間対応等を受けられる体制の整備

業務継続に向けた取組強化の推進

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、訪問看護ステーションにおける業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する。

【指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準】
（業務継続計画の策定等）

第二十二條の二 指定訪問看護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

複数の訪問看護ステーションによる24時間対応体制の見直し

- 利用者が安心して24時間対応を受けられる体制の整備を促進する観点から、複数の訪問看護ステーションが連携することで24時間対応体制加算を算定できる場合の要件について、自治体や医療関係団体等が整備する地域の連携体制に参画している場合を追加する。

現行

【24時間対応体制加算
（訪問看護管理療養費）】

【算定要件】

- 2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算を算定できる場合
- ・ 特別地域に所在する訪問看護ステーション
- ・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護ステーション

改定後

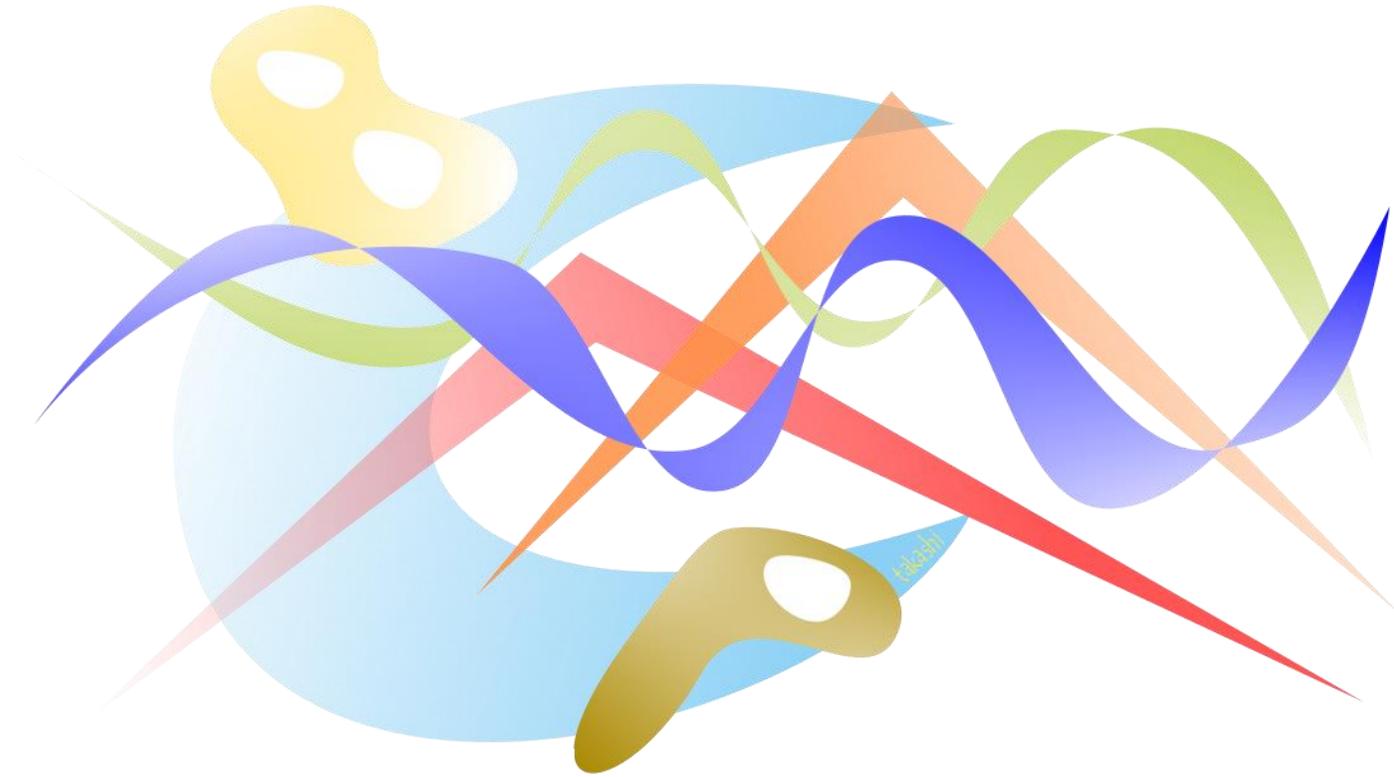
【24時間対応体制加算（訪問看護管理療養費）】

【算定要件】

- 2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算を算定できる場合
 - ・ 特別地域に所在する訪問看護ステーション
 - ・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護ステーション
 - ・ 業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護ステーション
- 自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークは次のいずれにも該当するもの
- ア 都道府県、市町村又は医療関係団体等（ウにおいて「都道府県等」という。）が主催する事業
 - イ 自然災害や感染症等の発生により業務継続が困難な事態を想定して整備された事業
 - ウ 都道府県等が当該事業の調整等を行う事務局を設置し、当該事業に参画する訪問看護ステーション等の連絡先を管理している

20

今後のご指導よろしくお願いいたします!



<訪問看護ステーションネットワーク西宮・BCPチーム>